

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

国有財産見込現在額報告書等の作成等について（通知）

国有財産見込現在額報告書及び国有財産見込増減事由別調書（以下「見込現在額報告書等」という。）については、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）（以下「規則」という。）第43条の規定に基づき、部局長が部局所属の国有財産について、毎会計年度ごとに、当該年度末及び翌年度末における国有財産の見込現在額を、防衛大臣に報告することになっている。しかしながら、部局長が、国有財産に係る予算額を迅速に把握することが不可能な現状においては、部局長に、国有財産の見込増減全事項についての報告を求めるのは困難であることから、下記によることとしたので通知する。

記

- 1 土地、立木竹、建物、工作物、船舶及び航空機に係る見込現在額報告書等の作成に当たっては、各幕僚監部等の予算に関連する事項については幕僚長等が、その他の事項については部局長が行い、それぞれ防衛大臣あて報告するものとする。
- 2 見込現在額報告書等の提出期限は、規則第43条の規定により、当該年度9月15日までに防衛大臣に報告することとなっているが、このうち翌年度末見込現在額の報告については、「国有財産増減及び現在額報告書の作成等について」（財理第1858号。平成13年5月24日）の規定に従い、予算の概算

額の閣議決定後速やかに行われるよう特に配慮するものとする。

- 3 翌年度末見込現在額報告書等の財務大臣への報告は、予算の概算額の閣議決定後3日以内とされており、見込現在額報告書等を速やかに作成し、報告する必要があるため、国有財産の純増減に関係しない事項及び見込の金額が速やかに算出しにくい事項についての報告は省略して差し支えないものとする。

添付書類：別紙

見込現在額報告分担事項(事由)区分表

分担区分 財産区分	幕僚長等		部局長	
		見込現在額報告書には省略		見込現在額報告書には省略
各区分共通	購入 所管換(有償)		寄附 引継 所管換(無償) 所属替(船舶除く) 交換 公共物より編入 公共物へ編入	帰属 整理替 種別替 用途廃止(船舶・航空機除く) 用途変更 誤謬訂正 譲与 報告洩 返還 種目変更 喪失
土地	埋立 地均			換地 実測
立木竹	新植 伐採			移植 実査
建物	新築 増築 改築 取こわし 模様替	従物新設 従物増設 従物改設		移築 移転 従物移設 実測
工作物	取こわし 修繕 模様替 新設 増設 改設			移転 移設 実測
船舶	所属替 売払 種目変更 取こわし 修繕 模様替 新造 改造 属具取付 属具移設 属具改設 属具取こわし			復旧 改測
航空機			用途廃止 取こわし 売払 修繕 新造 改造 属具取付 属具移設 属具改設 属具取こわし	